		(3)(a) 日本国の船籍を有する船舶の運航を目的とする登録会社の設立については、制限しない。ただし、船舶について日本国の船籍を取得するには、国籍要件（注）を満たす必要がある。 注　この分野において「国籍要件」とは、船舶を次のいずれかの者が所有しなければならないことをいう。 (a) 日本国籍を有する自然人 (b) 日本国の法律によって設立された法人であって、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国籍を有するもの (b) 国際海上運送サービスを提供するためのその他の形態の業務上の拠点（海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈1に定義するもの）については、制限しない。 (4)(a) 船員については、日本国の法人によって雇用された外国人は、関連の通達に掲げる船員を除くほか、日本国の船籍を有する船舶において働くことはできない。 (b) (3)(b)に規定する業務上の拠点との関連で雇用されている幹部については、制限しない。	(3)(a) 日本国の船籍を有する船舶の運航を目的とする登録会社の設立については、制限しない。ただし、船舶について日本国の船籍を取得するには、国籍要件（注）を満たす必要がある。 注　この分野において「国籍要件」とは、船舶を次のいずれかの者が所有しなければならないことをいう。 (a) 日本国籍を有する自然人 (b) 日本国の法律によって設立された法人であって、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国籍を有するもの (b) 国際海上運送サービスを提供するためのその他の形態の業務上の拠点（海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈1に定義するもの）については、制限しない。 (4)(a) 船員については、日本国の法人によって雇用された外国人は、関連の通達に掲げる船員を除くほか、日本国の船籍を有する船舶において働くことはできない。 (b) (3)(b)に規定する業務上の拠点との関連で雇用されている幹部については、制限しない。	(g) 陸岸において行うサービスであって、船舶の運航に不可欠なもの（通信、給水及び電気の供給を含む。） (h) 応急の修理サービス (i) びょう泊及び係留のサービス

		船舶運航事業者の利益が著しく害されているときは、対抗措置として、当該外国の船舶運航事業者に対して、一定の期間、次の事項を制限し、又は禁止することができる。 (a) 日本国の港への入港 (b) 日本国の港における貨物の積込み又は取卸し (2) 制限しない。	船舶運航事業者の利益が著しく害されているときは、対抗措置として、当該外国の船舶運航事業者に対して、一定の期間、次の事項を制限し、又は禁止することができる。 (a) 日本国の港への入港 (b) 日本国の港における貨物の積込み又は取卸し (2) 制限しない。	
(c) 乗組員を伴う船舶（日本国の船籍を有する船舶を除く。）の賃貸 （CPC七二一三）	SS	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	

A 海上運送サービス（補助的なサービスに限る。） (d) 船舶の保守及び修理 （CPC八八六八＊＊）	SS	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 一定の規模を超える船舶の製造又は修理に利用することのできるドック又は船台の設置又は拡張は、経済上の需要を考慮しなければならない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	
(e) 押し船及び引き船のサービス （CPC七二一四）	SS	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	
(f) 引揚げその他の救助サービス、給水サービス、給油サービス及びごみ収集サービス （CPC七四五四＊＊、七四五九＊＊）	SS	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	
(f) 水先サービス （CPC七四五二）		(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	
(f) 港湾及び水路の運営に係るサービス（貨物の取扱サービスを除く。） （CPC七四五一）		(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	
(f) 航行補助サービス （CPC七四五三）		(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	
海上貨物取扱サービス（海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈2に定義するもの）	SS	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	
コンテナー・ステーション及びデポ・サービス（海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈3に定義するもの）	SS	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	
海上運送の代理店サービス（海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈4に定義するもの）	SS	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	